

よくあるご質問（給付金について）

令和3年8月25日

【給付金について】

- Q 1. 給付金を支給する趣旨は？
- Q 2. 給付金は、どのような事業者（法人、個人）が対象か？
- Q 3. 中小企業・小規模事業者の範囲は？
- Q 4. いわゆる大企業も協力金支給の対象となるか？
- Q 5. 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人は協力金支給の対象となるか？
- Q 6. 富山県内に複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた給付金が支給されるか？
- Q 7. 富山県内で複数の店舗を運営する事業者は、全店舗において売上が前年又は前々年8月又は9月の50%減少でなければ給付金はもらえないのか？
- Q 8. 取引先の飲食店は時短営業を実施していなかったが、売上が前年又は前々年8月又は9月の50%減少している場合は給付金支給の対象となるのか？
- Q 9. 対象月（8月又は9月）以外で売上が前年又は前々年8月又は9月の50%減である場合、対象となるか？
- Q 10. 飲食店と直接取引のある製造業者等に原材料等を販売している事業者は対象となるか？
- Q 11. 給付金は課税対象となるか？
- Q 12. 創業間もないので、前年の8月又は9月の売上と比較ができないがどうすればいいか？

【給付金について】

Q 1. 給付金を支給する趣旨は？

A. 飲食店への時短要請により、飲食店と直接の取引がある事業者及び運転代行業の皆さんのうち、経営に大きな影響を受けた事業者に、県独自に1事業者あたり一律20万円を支給するものです。

Q 2. 給付金は、どのような事業者（法人、個人）が対象か？

A. 令和3年8月又は9月の売上が前年又は前々年同月比で50%以上減少した県内に本社または本店を置く中小企業・小規模事業者及び個人事業主が対象になります。

Q 3. 中小企業・小規模事業者の範囲は？

A. 中小企業基本法で定める中小企業者・小規模企業者です。また、会社以外の法人（従業員数が100人以下に限ります。例：NPO法人、社会福祉法人 等）も対象となります。

《参考》

	業種分類	中小企業基本法の定義
中 小 企 業 者	製造業その他	資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
	卸売業	資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
	小売業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
	サービス業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小 規 模 企 業 者	製造業その他	従業員20人以下
	商業※・サービス業	従業員5人以下

※「商業」とは、卸売業・小売業を指します。

Q 4. いわゆる大企業も給付金支給の対象となるか？

A. 対象となりません。県内に本社または本店を置く中小企業・小規模事業者及び個人事業主であることを要件としています。

Q 5. 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人は給付金支給の対象となるか？

A. 要件に該当する場合は対象となります。

Q 6. 富山県内に複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた給付金が支給されるか？

A. 今回の給付金は事業者単位で支給することとなります。複数店舗を持つ事業者であっても、1事業者あたり一律20万円の支給となります。

Q 7. 富山県内で複数の店舗を運営する事業者は、全店舗において売上が前年又は前々年8月又は9月の50%減少でなければ給付金はもらえないのか？

A. 法人全体で前年又は前々年8月又は9月と比べ50%以上売上が減少している場合で、その他要件が該当していれば給付金の支給対象です。

Q 8. 取引先の飲食店は時短営業を実施していなかったが、売上が前年又は前々年8月又は9月の50%減少している場合は給付金支給の対象となるのか？

A. 時短営業を実施していない飲食店との取引については、今回の給付金の趣旨とは合わないため、対象外となります。

Q 9. 対象月（8月又は9月）以外で売上が前年又は前々年8月又は9月の50%減である場合、対象となるか？

A. 今回の給付金は8月20日から9月12日に実施した飲食店への時短要請に伴い、売上が減少した業者に対して給付金を支給することを目的としていることから、対象月（8月又は9月）以外での売上減少については、対象となりません。

Q 10. 飲食店と直接取引のある製造業者等に原材料等を販売している事業者は対象となるか？

A. 今回の対象は飲食店と直接取引を行っている事業者に対する給付金のため、対象となりません。

Q 11. 給付金は課税対象となるか？

A. 給付金は事業所得に区分されるため、課税対象です。
ただし、給付金の支給を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合等、税の負担が生じない場合もあります。

Q 12. 創業間もないので、前年の8月又は9月の売上と比較ができないがどうすればいいか？

A. 令和2年9月2日以降に創業し、8月又は9月同士の売上比較ができない場合は、新規創業特例を適用いたします。

具体的には、令和2年9月2日～令和3年8月1日までに創業した事業者は、令和2年10月～令和3年8月までのいずれかひと月の売上と、令和3年8月又は9月の売上を比較し50%以上減少する場合は対象といたします。